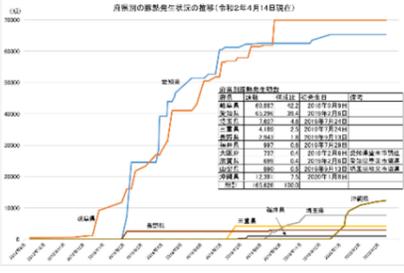
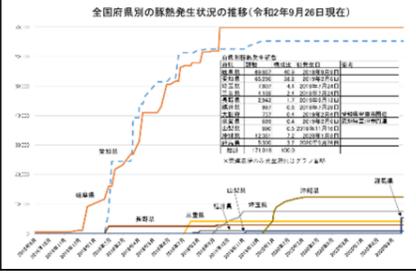
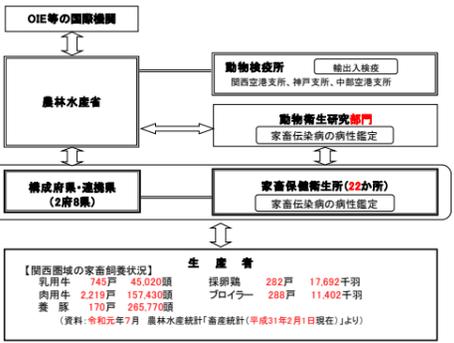
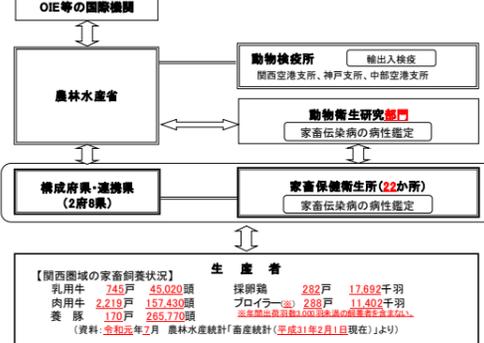


ページ	第1回計画策定委員会案	最終案	備考																								
目次	<p>第2</p> <p>5 豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対応</p> <p><豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対応表></p>	<p>第2</p> <p>5 豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策</p> <p><豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策表></p>	字句調整																								
P1	<p>1 プランの目的</p> <p>(略)</p> <p>このため、特定家畜伝染病の発生・まん延時の対応策の中心となる防疫措置については、主に発生府県が行うこととなるが、発生府県が指針に沿って防疫措置を円滑に実施するためには、防疫措置に伴う様々な関連業務・付随業務について構成府県・連携県が積極的に応援・受援を行う必要がある。</p> <p>本プランは、特定家畜伝染病の発生・まん延から、関西の畜産業を守り、経済への影響を軽減するため、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が、構成団体・連携県及び市町村、国、関係機関と連携して、関西圏域（広域連合の構成府県及び連携県の区域をいう。以下同じ。）における応援・受援に必要な広域調整を実施するための方針を取りまとめるものである。</p> <p>(略)</p>	<p>1 プランの目的</p> <p>(略)</p> <p>特定家畜伝染病の発生・まん延時の対応策の中心となる防疫措置については、主に発生府県が指針に沿って実施し、必要に応じ、農林水産省が他府県からの家畜防疫員の派遣調整を行うこととされている。しかし、大規模な事案においては、防疫措置を円滑に実施するため、様々な関連業務・付随業務についても他府県の応援が必要となる。</p> <p>本プランは、特定家畜伝染病の発生・まん延から、関西の畜産業を守り、経済への影響を軽減するため、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が、構成団体・連携県及び市町村、国、関係機関と連携して、危機管理の観点から、関西圏域（広域連合の構成府県及び連携県の区域をいう。以下同じ。）の情報共有を図り、防疫措置に伴う関連業務等の応援・受援に必要な広域調整や、関西圏での統一的な情報発信等を実施するための方針を取りまとめるものである。</p> <p>(略)</p>	主な変更点 1-①																								
P2	<p>3 関西圏域の特定家畜伝染病の発生状況</p> <p>関西圏域でも、平成16年2月に国内で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が見られた。以降、散発的に本病が発生しているものの、防疫措置が功を奏し、管内におけるまん延は、その都度阻止されてきた。</p> <p>また、平成30年9月に岐阜県において、国内で26年ぶりに豚熱の発生が確認され、中部・関東地方を中心に拡大し、令和2年1月には沖縄県に飛び火し、令和2年3月までに8県58例が確認された。関西圏域では、三重県と福井県で発生したほか、滋賀県と大阪府では関西圏外の発生農場の関連農場として防疫措置を行った。野生いのししでは17府県で陽性事例が確認されており、関西圏域でも発生2県に加え、滋賀県、京都府でも陽性が確認されている。</p> <p>(略)</p>	<p>3 関西圏域の特定家畜伝染病の発生状況</p> <p>関西圏域でも、平成16年2月に国内で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が見られた。以降、散発的に本病が発生しているものの、防疫措置が功を奏し、管内におけるまん延は、その都度阻止されてきた。令和2年11～12月に、圏域内で10年ぶりに、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県で本病が発生し、防疫措置を行った。</p> <p>また、平成30年9月に岐阜県において、国内で26年ぶりに豚熱の発生が確認され、中部・関東地方を中心に拡大し、令和2年1月には沖縄県に飛び火し、令和2年9月までに9県59例が確認された。関西圏域では、三重県と福井県で発生したほか、滋賀県と大阪府では関西圏外の発生農場の関連農場として防疫措置を行った。野生いのししでは22都府県で陽性事例が確認されており、関西圏域でも発生2県に加え、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県でも陽性が確認されている。</p> <p>(略)</p>	主な変更点 2-① 時点更新																								
P3	<p>○高病原性鳥インフルエンザの発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>発生地</th> <th>処分状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	発生地	処分状況	(略)			<p>○高病原性鳥インフルエンザの発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>発生地</th> <th>処分状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年11月25日</td> <td>兵庫県淡路市</td> <td>採卵鶏 約15万羽</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月6日</td> <td>奈良県五條市</td> <td>採卵鶏 約8万羽</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月10日</td> <td>和歌山県紀ノ川市</td> <td>採卵鶏 約7万羽</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月13日</td> <td>滋賀県東近江市</td> <td>採卵鶏 約1万羽</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	発生地	処分状況	(略)			令和2年11月25日	兵庫県淡路市	採卵鶏 約15万羽	令和2年12月6日	奈良県五條市	採卵鶏 約8万羽	令和2年12月10日	和歌山県紀ノ川市	採卵鶏 約7万羽	令和2年12月13日	滋賀県東近江市	採卵鶏 約1万羽	主な変更点 2-①
発生年月日	発生地	処分状況																									
(略)																											
発生年月日	発生地	処分状況																									
(略)																											
令和2年11月25日	兵庫県淡路市	採卵鶏 約15万羽																									
令和2年12月6日	奈良県五條市	採卵鶏 約8万羽																									
令和2年12月10日	和歌山県紀ノ川市	採卵鶏 約7万羽																									
令和2年12月13日	滋賀県東近江市	採卵鶏 約1万羽																									
P3		(削除)	省略																								

関西防災・減災プラン 感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）改訂（最終案） 新旧対照表

ページ	第1回計画策定委員会案	最終案	備考																														
			時点更新																														
P4	<p>関西圏域における家畜防疫体制</p>  <p>【関西圏域の家畜飼養状況】生産者 乳用牛 745戸 45,020頭 採卵鶏 282戸 17,692千羽 肉用牛 2,219戸 157,430頭 フロイラー 288戸 11,402千羽 養豚 170戸 265,770頭 (資料:令和元年7月 農林水産統計「畜産統計(平成31年2月1日現在)」より)</p>	<p>関西圏域における家畜防疫体制</p>  <p>【関西圏域の家畜飼養状況】生産者 乳用牛 745戸 45,020頭 採卵鶏 282戸 17,692千羽 肉用牛 2,219戸 157,430頭 フロイラー(※) 288戸 11,402千羽 養豚 170戸 265,770頭 (資料:令和元年7月 農林水産統計「畜産統計(平成31年2月1日現在)」より)</p>	プロイラーに注記追加																														
P10-11	7 対象とする家畜伝染病及び留意点 (1)～(4) 所有者又は管理者	7 対象とする家畜伝染病及び留意点 (1)～(4) 所有者又は飼養衛生管理者	字句調整																														
P11	<p><u>(3) 豚熱について</u> (略)</p> <p>我が国では平成27年に国際獣疫事務局(OIE)から清浄国認定を受けていたが、平成30年9月に26年ぶりに発生し、これまでに8県58例の発生が確認されている。野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大したため、令和元年10月から関西圏を含む24都府県でワクチン接種が実施されており、現在OIEによる清浄国認定が一時停止されている。</p> <p>このため、野生いのしし対策を強力に推進するとともに、飼養衛生管理の水準の更なる向上が必要である。また、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚熱が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜の所有者又は管理者と行政及び関係団体とが緊密に連携し、実効性のある防疫体制を構築する必要がある。</p>	<p><u>(3) 豚熱について</u> (略)</p> <p>我が国では平成19年に国際獣疫事務局(OIE)から清浄国認定を受けていたが、平成30年9月に26年ぶりに発生し、これまでに9県59例の発生が確認されている。野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大したため、令和元年10月から関西圏を含む27都府県でワクチン接種が実施されており、令和2年9月3日、OIEによる清浄国認定が消失した。</p> <p>このため、野生いのしし対策を強力に推進するとともに、飼養衛生管理の水準の更なる向上が必要である。また、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚熱が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜の所有者又は飼養衛生管理者と行政及び関係団体とが緊密に連携し、実効性のある防疫体制を構築する必要がある。</p>	字句調整、 時点更新																														
P12	<p>□「特定家畜伝染病」の概要(令和2年8月現在)</p> <table border="1" data-bbox="210 1436 1353 1881"> <thead> <tr> <th>名称(対象家畜)</th> <th>症状等</th> <th>発生状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高病原性鳥インフルエンザ(略)</td> <td>(略)</td> <td>【国内】 ・最終発生:2018年1月(香川県)。 ・2010年(平成22年)11月～翌年3月にかけて島根、宮崎、奈良、和歌山等9県24養鶏農場で183万羽の発生。(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>豚熱(略)</td> <td>(略)</td> <td>【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内(岐阜県)で発生後、8県58例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は一時停止中。(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称(対象家畜)	症状等	発生状況	高病原性鳥インフルエンザ(略)	(略)	【国内】 ・最終発生:2018年1月(香川県)。 ・2010年(平成22年)11月～翌年3月にかけて島根、宮崎、奈良、和歌山等9県24養鶏農場で183万羽の発生。(略)	(略)	(略)	(略)	豚熱(略)	(略)	【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内(岐阜県)で発生後、8県58例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は一時停止中。(略)	(略)	(略)	(略)	<p>□「特定家畜伝染病」の概要(令和2年12月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1457 1436 2659 1835"> <thead> <tr> <th>名称(対象家畜)</th> <th>症状等</th> <th>発生状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高病原性鳥インフルエンザ(略)</td> <td>(略)</td> <td>【国内】 ・渡り鳥の飛来に伴い断続的に発生。 ・2020年11月以降、10県23例の発生。(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>豚熱(略)</td> <td>(略)</td> <td>【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内(岐阜県)で発生後、9県59例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は消失。(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称(対象家畜)	症状等	発生状況	高病原性鳥インフルエンザ(略)	(略)	【国内】 ・渡り鳥の飛来に伴い断続的に発生。 ・2020年11月以降、10県23例の発生。(略)	(略)	(略)	(略)	豚熱(略)	(略)	【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内(岐阜県)で発生後、9県59例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は消失。(略)	(略)	(略)	(略)	主な変更点 2-① 時点更新
名称(対象家畜)	症状等	発生状況																															
高病原性鳥インフルエンザ(略)	(略)	【国内】 ・最終発生:2018年1月(香川県)。 ・2010年(平成22年)11月～翌年3月にかけて島根、宮崎、奈良、和歌山等9県24養鶏農場で183万羽の発生。(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
豚熱(略)	(略)	【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内(岐阜県)で発生後、8県58例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は一時停止中。(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
名称(対象家畜)	症状等	発生状況																															
高病原性鳥インフルエンザ(略)	(略)	【国内】 ・渡り鳥の飛来に伴い断続的に発生。 ・2020年11月以降、10県23例の発生。(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
豚熱(略)	(略)	【国内】 ・2018年に26年ぶりに国内(岐阜県)で発生後、9県59例約17万頭の発生。 ・OIEによる清浄国認定は消失。(略)																															
(略)	(略)	(略)																															

※下線部は、現行プランからの修正箇所

※網掛けは、第1回計画策定委員会後の修正箇所

関西防災・減災プラン 感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）改訂（最終案） 新旧対照表

ページ	第1回計画策定委員会案	最終案	備考
P24	<p><u>(参考) 畜産物の輸出入検疫</u> アフリカ豚熱の我が国への侵入脅威の高まりを受け、令和2年の家伝法の改正で、悪性伝染性疾病の侵入防止を徹底するため、次のとおり、家畜防疫官の権限等強化が図られた。 (略) (4) 輸出入検疫に関する罰則を強化（罰金 100 万円以下→300 万円以下<輸入検疫違反>）</p>	<p><u>(参考) 畜産物の輸出入検疫</u> アフリカ豚熱の我が国への侵入脅威の高まりを受け、令和2年の家伝法の改正で、家畜伝染病の侵入防止を徹底するため、次のとおり、家畜防疫官の権限等強化が図られた。 (略) (4) 輸出入検疫に関する罰則を強化（罰金 100 万円以下→300 万円以下 (法人の場合は罰金 5,000 万円) <輸入検疫違反>）</p>	字句調整
P25	<p><u>(参考) と殺後のレンダリング（化製）処理の事例（大阪府）</u> (写真のキャプション) <u>レンダリング処理の様子（堺第7-3区）</u></p>	<p><u>(参考) と殺後のレンダリング（化製）処理の事例（大阪府）</u> (写真のキャプション) <u>レンダリング処理の様子</u></p>	地区名省略
P25	<p><u>9 食品残さの適切な処理</u> 豚熱において、食品残さを介した豚および野生いのししへの感染が見られることから、構成府県・連携県は、指針のとおり、家畜の所有者に対し、家畜に食品残さを給与しないこと、給与する場合は関係法令に合致した処理を行うよう指導する。(略)</p>	<p><u>9 食品残さの適切な処理</u> 豚熱において、食品残さを介した豚および野生いのししへの感染が見られることから、構成府県・連携県は、指針のとおり、家畜の所有者に対し、家畜に食品残さを給与しないこと、給与する場合は関係法令に基づき適正な処理を行うよう指導する。(略)</p>	字句調整
P29	<p><u>3 野生いのししへの経口ワクチンの散布</u> ① 野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散を防止するため、平成30年発生の豚熱に際して我が国で初めて野生いのししに対する経口ワクチンの散布が行われた。平成31年3月に愛知県で初めて散布が行われ、9月以降、全国へのウイルス拡散を防ぐため、東日本・西日本に広域的な防疫帯（ワクチンベルト）が構築された。 ② 構成府県・連携県は、農林水産省が、野生いのししの調査において、野生動物の感染拡大防止に経口ワクチンの散布が有効であると認めた場合、同省が定める指針に基づき、経口ワクチンの野外散布に係る実施計画を策定して、農林水産省との協議のうえ、管内の市町村の協力を得て、経口ワクチンの散布を実施する。 (略) (図のキャプション) <u>野生いのししに対する経口ワクチンベルト構想（令和元年）</u></p>	<p><u>3 野生いのししへの経口ワクチンの散布</u> ① 野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散を防止するため、平成30年発生の豚熱に際して我が国で初めて野生いのししに対する経口ワクチンの散布が行われた。平成31年3月に岐阜県及び愛知県で初めて散布が行われ、9月以降、全国へのウイルス拡散を防ぐため、東日本・西日本に広域的な散布エリアが構築された。 ② 構成府県・連携県は、農林水産省が定める指針に基づき、経口ワクチンの野外散布に係る実施計画を策定して、農林水産省との協議のうえ、管内の市町村の協力を得て、経口ワクチンの散布を実施する。 (略) (図のキャプション) <u>野生いのししに対する経口ワクチン散布エリア（令和元年）</u></p>	字句調整
P30	<p><u>4 豚熱の予防的ワクチンの接種</u> (略) ② 農林水産省は、野生いのししにおける感染が継続的に確認されている場合など、衛生管理の徹底のみによっては感染の防止が困難と認められる場合には、府県による予防的ワクチン接種命令を認める。平成30年9月からの豚熱発生では野生いのししに豚熱の感染が拡大し、全国で24都府県でワクチン接種が行われている。関西圏域でも令和2年4月に京都府での野生いのししの感染が確認されたため、大阪府、兵庫県、和歌山県が追加され、鳥取県、徳島県を除く8府県で実施されている。 (略)</p>	<p><u>4 豚熱の予防的ワクチンの接種</u> (略) ② 農林水産省は、野生いのししにおける感染が継続的に確認されている場合など、衛生管理の徹底のみによっては感染の防止が困難と認められる場合には、府県による予防的ワクチン接種命令を認める。平成30年9月からの豚熱発生では野生いのししに豚熱の感染が拡大し、全国で27都府県でワクチン接種が行われている。関西圏域でも令和2年4月に京都府での野生いのししの感染が確認されたため、大阪府、兵庫県、和歌山県が追加され、鳥取県、徳島県を除く8府県で実施された。 (略)</p>	時点更新 字句調整
P30	<p><u>5 豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策</u> 平成30年度に発生した豚熱対応では、感染区域が段階的に拡大する傾向とともに、感染拡大に野生いのししが媒介する感染が強く影響していることが明らかになった。 広域連合では、令和元年6～7月に、三重県、福井県で野生いのししの陽性確認が相次いだため、6月22日に構成府県・連携県の連絡会議を開催、7月12日に野生いのししを含むフェーズ別豚熱対応表を作成して構成府県・連携県と共有した。7月23日には圏域内の疑似患畜確認を踏まえて警戒本部を設置した。 今後ともこの対応表を活用して、段階的な発生予防・まん延防止対策を実施する。</p>	<p><u>5 豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策</u> 豚熱の感染拡大においては、野生いのししが媒介する感染が強く影響し、感染区域が段階的に拡大する傾向がある。 このため、豚に加え、野生いのししの感染拡大の状況をフェーズとして区分し、各フェーズごとに構成府県、市町村、関西広域連合、国の取組を一覧表に整理した「フェーズ別の発生予防・まん延防止対策表（フェーズ表）」（次頁）を作成し、各機関が有機的に連携しながら、計画的・機動的に対応を行う。 (略) (参考) <u>フェーズ表による取組事例</u> 広域連合では、令和元年6～7月に三重県、福井県で野生いのししの陽性確認が相次いだため、6月27日に構成府県・連携県の連絡会議を開催、7月12日に野生いのししを含むフェーズ表を作成して構成府県・連携県と共有し、圏域が連携した取組を実施した（その後7月22日には圏域内の疑似患畜確認を踏まえて警戒本部を設置）。 この経験を活かし、今後もフェーズ表を活用した段階的な発生予防・まん延防止対策を実施する。</p>	字句調整

ページ	第1回計画策定委員会案				最終案				備考																																														
P31	<p><豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策表> ※家畜および家畜伝染病、野生動物の特性、国の対策等によって内容を変更</p> <table border="1" data-bbox="181 210 1383 1701"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th> <th>当該府県</th> <th>発生府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">野生いのしし</td> <td>I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生</td> <td>1 飼育施設への情報提供と注意喚起 2 死亡した野生いのししの検査</td> <td>1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 野生いのししを確保した地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染いのししが確認された地点から10km圏内の飼育施設の移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、野生いのししの捕獲を実施し検査 (3) 同圏内の飼育施設の監視強化（10km圏内の周辺農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、ウイルス浸潤状況の調査） (4) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (5) 全飼育施設で石灰散布による緊急消毒 (6) 畜舎出入口における防護柵設置 (7) 飼料等の隔離、保管。 (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施</td> </tr> <tr> <td>II 隣接府県で発生</td> <td>(同右)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>III 当該府県で発生</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">豚</td> <td>I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生</td> <td>1 警戒本部会議の設置 2 対策 (1) 飼育施設への情報提供と注意喚起 (2) 家畜防疫員の派遣</td> <td>1 対策本部会議の設置 2 対策 (1) 移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、飼育施設検査（当該農場を含む3km圏内の飼育施設等） (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 殺処分(原則、翌日開始) <u>原則 24時間以内</u> (4) 餌や堆肥等、汚染物品処理 (5) 埋却・第1回消毒 <u>原則 72時間以内</u> (6) 農場の規模に応じ、自衛隊に応援要請 (7) 発生農場から10km圏内の野生いのししの捕獲を実施し検査</td> </tr> <tr> <td>II 隣接府県で発生</td> <td>1 警戒本部会議の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で石灰散布による緊急消毒 (3) 飼育施設における防護柵設置 (4) 必要に応じ、野生いのししの検査を強化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>III 当該府県で発生</td> <td>(同右)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				フェーズ	当該府県	発生府県	野生いのしし	I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生	1 飼育施設への情報提供と注意喚起 2 死亡した野生いのししの検査	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 野生いのししを確保した地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染いのししが確認された地点から10km圏内の飼育施設の移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、野生いのししの捕獲を実施し検査 (3) 同圏内の飼育施設の監視強化（10km圏内の周辺農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、ウイルス浸潤状況の調査） (4) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (5) 全飼育施設で石灰散布による緊急消毒 (6) 畜舎出入口における防護柵設置 (7) 飼料等の隔離、保管。 (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施	II 隣接府県で発生	(同右)		III 当該府県で発生			豚	I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生	1 警戒本部会議の設置 2 対策 (1) 飼育施設への情報提供と注意喚起 (2) 家畜防疫員の派遣	1 対策本部会議の設置 2 対策 (1) 移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、飼育施設検査（当該農場を含む3km圏内の飼育施設等） (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 殺処分(原則、翌日開始) <u>原則 24時間以内</u> (4) 餌や堆肥等、汚染物品処理 (5) 埋却・第1回消毒 <u>原則 72時間以内</u> (6) 農場の規模に応じ、自衛隊に応援要請 (7) 発生農場から10km圏内の野生いのししの捕獲を実施し検査	II 隣接府県で発生	1 警戒本部会議の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で石灰散布による緊急消毒 (3) 飼育施設における防護柵設置 (4) 必要に応じ、野生いのししの検査を強化		III 当該府県で発生	(同右)		<p><豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策表></p> <table border="1" data-bbox="1383 210 2674 1806"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th> <th>当該府県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">野生いのしし</td> <td>I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生</td> <td>1 飼育施設への情報提供と注意喚起 2 死亡した野生いのししの検査</td> <td>情報共有、飼育施設への注意喚起</td> </tr> <tr> <td>II 隣接府県で発生</td> <td>1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (2) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (3) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (4) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化</td> <td>1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力</td> </tr> <tr> <td>III 当該府県で発生 (感染が確認された地点から10km圏内にかかる隣接府県を含む)</td> <td>1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染確認地点から10km圏内の飼育施設の移動禁止（ワクチン接種地域は除く） (3) 同圏内の飼育施設の監視強化（10km圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等） (4) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (7) 感染確認地点から10km圏内の野生いのししの捕獲・検査強化</td> <td>1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">豚</td> <td>I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生</td> <td>1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (3) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (4) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (5) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化</td> <td>情報共有、飼育施設への注意喚起</td> </tr> <tr> <td>II 隣接府県で発生</td> <td>1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (3) 飼育施設における防護柵設置 (4) 必要に応じ、野生いのししの検査を強化</td> <td>1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力</td> </tr> <tr> <td>III 当該府県で発生</td> <td>1 対策本部の設置 2 対策 (1) 移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、飼育施設検査(当該農場を含む3km圏内の飼育施設等) (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請 (4) 殺処分(原則、翌日開始) <u>原則 24時間以内</u> (5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理 (6) 埋却・第1回消毒 <u>原則 72時間以内</u> (7) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (10) 発生農場から10km圏内の野生いのししの捕獲・検査強化</td> <td>【共通】 1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力 【発生市町村】 3 発生農場、周辺農場における防疫作業への協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>※家畜および家畜伝染病、野生動物の特性、国の対策等によって内容を変更</p>				フェーズ	当該府県	市町村	野生いのしし	I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生	1 飼育施設への情報提供と注意喚起 2 死亡した野生いのししの検査	情報共有、飼育施設への注意喚起	II 隣接府県で発生	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (2) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (3) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (4) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	III 当該府県で発生 (感染が確認された地点から10km圏内にかかる隣接府県を含む)	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染確認地点から10km圏内の飼育施設の移動禁止（ワクチン接種地域は除く） (3) 同圏内の飼育施設の監視強化（10km圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等） (4) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (7) 感染確認地点から10km圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	豚	I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生	1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (3) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (4) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (5) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化	情報共有、飼育施設への注意喚起	II 隣接府県で発生	1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (3) 飼育施設における防護柵設置 (4) 必要に応じ、野生いのししの検査を強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力	III 当該府県で発生	1 対策本部の設置 2 対策 (1) 移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、飼育施設検査(当該農場を含む3km圏内の飼育施設等) (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請 (4) 殺処分(原則、翌日開始) <u>原則 24時間以内</u> (5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理 (6) 埋却・第1回消毒 <u>原則 72時間以内</u> (7) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (10) 発生農場から10km圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	【共通】 1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力 【発生市町村】 3 発生農場、周辺農場における防疫作業への協力	<p>フェーズによって対応が変わる府県・市町村欄を左列に固める。</p> <p>取組整理</p> <p>字句調整</p>
フェーズ	当該府県	発生府県																																																					
野生いのしし	I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生	1 飼育施設への情報提供と注意喚起 2 死亡した野生いのししの検査	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 野生いのししを確保した地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染いのししが確認された地点から10km圏内の飼育施設の移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、野生いのししの捕獲を実施し検査 (3) 同圏内の飼育施設の監視強化（10km圏内の周辺農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、ウイルス浸潤状況の調査） (4) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (5) 全飼育施設で石灰散布による緊急消毒 (6) 畜舎出入口における防護柵設置 (7) 飼料等の隔離、保管。 (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施																																																				
	II 隣接府県で発生	(同右)																																																					
	III 当該府県で発生																																																						
豚	I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生	1 警戒本部会議の設置 2 対策 (1) 飼育施設への情報提供と注意喚起 (2) 家畜防疫員の派遣	1 対策本部会議の設置 2 対策 (1) 移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、飼育施設検査（当該農場を含む3km圏内の飼育施設等） (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 殺処分(原則、翌日開始) <u>原則 24時間以内</u> (4) 餌や堆肥等、汚染物品処理 (5) 埋却・第1回消毒 <u>原則 72時間以内</u> (6) 農場の規模に応じ、自衛隊に応援要請 (7) 発生農場から10km圏内の野生いのししの捕獲を実施し検査																																																				
	II 隣接府県で発生	1 警戒本部会議の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で石灰散布による緊急消毒 (3) 飼育施設における防護柵設置 (4) 必要に応じ、野生いのししの検査を強化																																																					
	III 当該府県で発生	(同右)																																																					
フェーズ	当該府県	市町村																																																					
野生いのしし	I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生	1 飼育施設への情報提供と注意喚起 2 死亡した野生いのししの検査	情報共有、飼育施設への注意喚起																																																				
	II 隣接府県で発生	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (2) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (3) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (4) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力																																																				
	III 当該府県で発生 (感染が確認された地点から10km圏内にかかる隣接府県を含む)	1 連絡会議の設置 2 対策 (1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断 (2) 感染確認地点から10km圏内の飼育施設の移動禁止（ワクチン接種地域は除く） (3) 同圏内の飼育施設の監視強化（10km圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等） (4) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (7) 感染確認地点から10km圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力																																																				
豚	I 隣接府県以外の広域連合構成県・連携県で発生	1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (3) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (4) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (5) 必要に応じ、野生いのししの捕獲・検査強化	情報共有、飼育施設への注意喚起																																																				
	II 隣接府県で発生	1 警戒本部の設置 2 対策 (1) 飼育施設の監視強化 (2) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (3) 飼育施設における防護柵設置 (4) 必要に応じ、野生いのししの検査を強化	1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力																																																				
	III 当該府県で発生	1 対策本部の設置 2 対策 (1) 移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、飼育施設検査(当該農場を含む3km圏内の飼育施設等) (2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達 (3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請 (4) 殺処分(原則、翌日開始) <u>原則 24時間以内</u> (5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理 (6) 埋却・第1回消毒 <u>原則 72時間以内</u> (7) 全飼育施設で緊急消毒(石灰散布等) (8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施 (9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布 (10) 発生農場から10km圏内の野生いのししの捕獲・検査強化	【共通】 1 情報共有、飼育施設への注意喚起 2 経口ワクチン散布、捕獲強化等への協力 【発生市町村】 3 発生農場、周辺農場における防疫作業への協力																																																				

関西防災・減災プラン 感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）改訂（最終案） 新旧対照表

ページ	第1回計画策定委員会案	最終案	備考																		
P32	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 195 516 237">市町村</th> <th data-bbox="516 195 881 237">関西広域連合</th> <th data-bbox="881 195 1383 237">国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 237 516 877"> <p>【発生市町村及び 10km 圏内の市町村】</p> <p>1 情報共有、管内飼育施設への注意喚起</p> <p>2 感染いのししが確認された地点から 10km 圏内の野生いのししの捕獲を実施し、府県の検査に協力</p> <p>【それ以外の市町村】</p> <p>3 情報共有、管内飼育施設への注意喚起</p> </td> <td data-bbox="516 237 881 877"> <p>1 構成団体間での情報共有（構成団体連絡会議）</p> <p>2 必要な措置の国への要請</p> </td> <td data-bbox="881 237 1383 877"> <p>1 発生県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化</p> <p>2 発生県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請</p> <p>3 石灰散布による緊急農場消毒を推進</p> <p>4 飼育施設における防護柵の設置を推進</p> <p>5 発生県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 877 516 1707"> <p>【発生市町村及び 10km 圏内の市町村】</p> <p>1 情報共有、管内農場への注意喚起</p> <p>2 発生農場、周辺農場における防疫作業</p> <p>3 発生農場から 10km 圏内の野生いのししの捕獲を実施し、府県の検査に協力</p> <p>【それ以外の市町村】</p> <p>4 情報共有、管内農場への注意喚起</p> </td> <td data-bbox="516 877 881 1707"> <p>1 警戒本部会議の設置</p> <p>2 災害対策本部会議（広域応援が必要な場合）</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 構成団体間での情報共有</p> <p>(2) 早期通報体制等の整備</p> <p>(3) 相互応援</p> <p>①防疫資材</p> <p>②防疫員以外の作業従事者</p> <p>(4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼</p> <p>(5) 風評被害対策</p> <p>4 必要な措置の国への要請</p> </td> <td data-bbox="881 877 1383 1707"> <p>1 精密検査（PCR 検査、遺伝子解析等）</p> <p>2 農林水産省対策本部の設置</p> <p>3 報道機関への公表</p> <p>4 発生府県に対して、</p> <p>(1)連絡要員や専門家チームの派遣</p> <p>(2)緊急支援チーム（動物検疫所）の派遣</p> <p>(3)防疫資材の譲与・貸与</p> <p>(4)家畜防疫員の派遣調整</p> <p>(5)防疫資材の融通調整</p> <p>5 発生農場及び感染した野生いのししが確認された時点から 10km 圏内にある農場の飼育豚の早期出荷を促進（ワクチン接種地域は除く）</p> <p>6 風評被害調査の実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>	市町村	関西広域連合	国	<p>【発生市町村及び 10km 圏内の市町村】</p> <p>1 情報共有、管内飼育施設への注意喚起</p> <p>2 感染いのししが確認された地点から 10km 圏内の野生いのししの捕獲を実施し、府県の検査に協力</p> <p>【それ以外の市町村】</p> <p>3 情報共有、管内飼育施設への注意喚起</p>	<p>1 構成団体間での情報共有（構成団体連絡会議）</p> <p>2 必要な措置の国への要請</p>	<p>1 発生県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化</p> <p>2 発生県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請</p> <p>3 石灰散布による緊急農場消毒を推進</p> <p>4 飼育施設における防護柵の設置を推進</p> <p>5 発生県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請</p>	<p>【発生市町村及び 10km 圏内の市町村】</p> <p>1 情報共有、管内農場への注意喚起</p> <p>2 発生農場、周辺農場における防疫作業</p> <p>3 発生農場から 10km 圏内の野生いのししの捕獲を実施し、府県の検査に協力</p> <p>【それ以外の市町村】</p> <p>4 情報共有、管内農場への注意喚起</p>	<p>1 警戒本部会議の設置</p> <p>2 災害対策本部会議（広域応援が必要な場合）</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 構成団体間での情報共有</p> <p>(2) 早期通報体制等の整備</p> <p>(3) 相互応援</p> <p>①防疫資材</p> <p>②防疫員以外の作業従事者</p> <p>(4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼</p> <p>(5) 風評被害対策</p> <p>4 必要な措置の国への要請</p>	<p>1 精密検査（PCR 検査、遺伝子解析等）</p> <p>2 農林水産省対策本部の設置</p> <p>3 報道機関への公表</p> <p>4 発生府県に対して、</p> <p>(1)連絡要員や専門家チームの派遣</p> <p>(2)緊急支援チーム（動物検疫所）の派遣</p> <p>(3)防疫資材の譲与・貸与</p> <p>(4)家畜防疫員の派遣調整</p> <p>(5)防疫資材の融通調整</p> <p>5 発生農場及び感染した野生いのししが確認された時点から 10km 圏内にある農場の飼育豚の早期出荷を促進（ワクチン接種地域は除く）</p> <p>6 風評被害調査の実施</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1383 174 1872 216">発生府県</th> <th data-bbox="1872 174 2226 216">関西広域連合</th> <th data-bbox="2226 174 2582 216">国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1383 216 1872 972"> <p>1 連絡会議の設置</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断</p> <p>(2) 感染確認地点から 10km 圏内の飼育施設の移動禁止（ワクチン接種地域は除く）</p> <p>(3) 同圏内の飼育施設の監視強化（10km 圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等）</p> <p>(4) 全飼育施設で緊急消毒（石灰散布等）</p> <p>(5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施</p> <p>(6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布</p> <p>(7) 感染確認地点から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化</p> </td> <td data-bbox="1872 216 2226 972"> <p>1 構成団体間での情報共有（構成団体連絡会議）</p> <p>2 必要な措置の国への要請</p> </td> <td data-bbox="2226 216 2582 972"> <p>1 発生府県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化</p> <p>2 発生府県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請</p> <p>3 石灰散布による緊急農場消毒を推進</p> <p>4 飼育施設における防護柵の設置を推進</p> <p>5 発生府県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1383 972 1872 1791"> <p>1 対策本部の設置</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、飼育施設検査（当該農場を含む 3km 圏内の飼育施設等）</p> <p>(2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達</p> <p>(3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請</p> <p>(4) 殺処分（原則、翌日開始）</p> <p>(5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理</p> <p>(6) 埋却・第1回消毒</p> <p>(7) 全飼育施設で緊急消毒（石灰散布等）</p> <p>(8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施</p> <p>(9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布</p> <p>(10) 発生農場から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化</p> </td> <td data-bbox="1872 972 2226 1791"> <p>1 警戒本部の設置</p> <p>2 対策本部の設置（広域応援が必要な場合）</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 構成団体間での情報共有</p> <p>(2) 早期通報体制等の整備</p> <p>(3) 相互応援</p> <p>①防疫資材以外の物資</p> <p>②防疫員以外の作業従事者</p> <p>(4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼</p> <p>(5) 風評被害対策</p> <p>4 必要な措置の国への要請</p> </td> <td data-bbox="2226 972 2582 1791"> <p>1 精密検査（PCR 検査、遺伝子解析等）</p> <p>2 農林水産省対策本部の設置</p> <p>3 報道機関への公表</p> <p>4 発生府県に対して、</p> <p>(1) 連絡要員や専門家チームの派遣</p> <p>(2) 緊急支援チーム（動物検疫所等）の派遣</p> <p>(3) 防疫資材の譲与・貸与</p> <p>(4) 家畜防疫員の派遣調整</p> <p>(5) 防疫資材の融通調整</p> <p>5 風評被害調査の実施</p> </td> </tr> </tbody> </table>	発生府県	関西広域連合	国	<p>1 連絡会議の設置</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断</p> <p>(2) 感染確認地点から 10km 圏内の飼育施設の移動禁止（ワクチン接種地域は除く）</p> <p>(3) 同圏内の飼育施設の監視強化（10km 圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等）</p> <p>(4) 全飼育施設で緊急消毒（石灰散布等）</p> <p>(5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施</p> <p>(6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布</p> <p>(7) 感染確認地点から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化</p>	<p>1 構成団体間での情報共有（構成団体連絡会議）</p> <p>2 必要な措置の国への要請</p>	<p>1 発生府県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化</p> <p>2 発生府県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請</p> <p>3 石灰散布による緊急農場消毒を推進</p> <p>4 飼育施設における防護柵の設置を推進</p> <p>5 発生府県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請</p>	<p>1 対策本部の設置</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、飼育施設検査（当該農場を含む 3km 圏内の飼育施設等）</p> <p>(2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達</p> <p>(3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請</p> <p>(4) 殺処分（原則、翌日開始）</p> <p>(5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理</p> <p>(6) 埋却・第1回消毒</p> <p>(7) 全飼育施設で緊急消毒（石灰散布等）</p> <p>(8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施</p> <p>(9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布</p> <p>(10) 発生農場から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化</p>	<p>1 警戒本部の設置</p> <p>2 対策本部の設置（広域応援が必要な場合）</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 構成団体間での情報共有</p> <p>(2) 早期通報体制等の整備</p> <p>(3) 相互応援</p> <p>①防疫資材以外の物資</p> <p>②防疫員以外の作業従事者</p> <p>(4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼</p> <p>(5) 風評被害対策</p> <p>4 必要な措置の国への要請</p>	<p>1 精密検査（PCR 検査、遺伝子解析等）</p> <p>2 農林水産省対策本部の設置</p> <p>3 報道機関への公表</p> <p>4 発生府県に対して、</p> <p>(1) 連絡要員や専門家チームの派遣</p> <p>(2) 緊急支援チーム（動物検疫所等）の派遣</p> <p>(3) 防疫資材の譲与・貸与</p> <p>(4) 家畜防疫員の派遣調整</p> <p>(5) 防疫資材の融通調整</p> <p>5 風評被害調査の実施</p>	
市町村	関西広域連合	国																			
<p>【発生市町村及び 10km 圏内の市町村】</p> <p>1 情報共有、管内飼育施設への注意喚起</p> <p>2 感染いのししが確認された地点から 10km 圏内の野生いのししの捕獲を実施し、府県の検査に協力</p> <p>【それ以外の市町村】</p> <p>3 情報共有、管内飼育施設への注意喚起</p>	<p>1 構成団体間での情報共有（構成団体連絡会議）</p> <p>2 必要な措置の国への要請</p>	<p>1 発生県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化</p> <p>2 発生県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請</p> <p>3 石灰散布による緊急農場消毒を推進</p> <p>4 飼育施設における防護柵の設置を推進</p> <p>5 発生県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請</p>																			
<p>【発生市町村及び 10km 圏内の市町村】</p> <p>1 情報共有、管内農場への注意喚起</p> <p>2 発生農場、周辺農場における防疫作業</p> <p>3 発生農場から 10km 圏内の野生いのししの捕獲を実施し、府県の検査に協力</p> <p>【それ以外の市町村】</p> <p>4 情報共有、管内農場への注意喚起</p>	<p>1 警戒本部会議の設置</p> <p>2 災害対策本部会議（広域応援が必要な場合）</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 構成団体間での情報共有</p> <p>(2) 早期通報体制等の整備</p> <p>(3) 相互応援</p> <p>①防疫資材</p> <p>②防疫員以外の作業従事者</p> <p>(4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼</p> <p>(5) 風評被害対策</p> <p>4 必要な措置の国への要請</p>	<p>1 精密検査（PCR 検査、遺伝子解析等）</p> <p>2 農林水産省対策本部の設置</p> <p>3 報道機関への公表</p> <p>4 発生府県に対して、</p> <p>(1)連絡要員や専門家チームの派遣</p> <p>(2)緊急支援チーム（動物検疫所）の派遣</p> <p>(3)防疫資材の譲与・貸与</p> <p>(4)家畜防疫員の派遣調整</p> <p>(5)防疫資材の融通調整</p> <p>5 発生農場及び感染した野生いのししが確認された時点から 10km 圏内にある農場の飼育豚の早期出荷を促進（ワクチン接種地域は除く）</p> <p>6 風評被害調査の実施</p>																			
発生府県	関西広域連合	国																			
<p>1 連絡会議の設置</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 感染確認地点の消毒と必要に応じた通行制限・遮断</p> <p>(2) 感染確認地点から 10km 圏内の飼育施設の移動禁止（ワクチン接種地域は除く）</p> <p>(3) 同圏内の飼育施設の監視強化（10km 圏内の農場への立ち入り、臨床症状の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、飼料等の隔離・保管の徹底等）</p> <p>(4) 全飼育施設で緊急消毒（石灰散布等）</p> <p>(5) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施</p> <p>(6) 野生いのししへの経口ワクチンの散布</p> <p>(7) 感染確認地点から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化</p>	<p>1 構成団体間での情報共有（構成団体連絡会議）</p> <p>2 必要な措置の国への要請</p>	<p>1 発生府県及び隣接府県における野生いのししの捕獲・検査を強化</p> <p>2 発生府県及び隣接府県における、野生いのししへの経口ワクチンの散布の要請</p> <p>3 石灰散布による緊急農場消毒を推進</p> <p>4 飼育施設における防護柵の設置を推進</p> <p>5 発生府県及び隣接府県における予防的ワクチン実施決定及び府県への要請</p>																			
<p>1 対策本部の設置</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 移動禁止（ワクチン接種地域は除く）、飼育施設検査（当該農場を含む 3km 圏内の飼育施設等）</p> <p>(2) 防疫作業従事者、防疫資材の調達</p> <p>(3) 農場規模に応じ、自衛隊等に応援要請</p> <p>(4) 殺処分（原則、翌日開始）</p> <p>(5) 飼料や堆肥等、汚染物品処理</p> <p>(6) 埋却・第1回消毒</p> <p>(7) 全飼育施設で緊急消毒（石灰散布等）</p> <p>(8) 飼育豚に対する予防的ワクチンの実施</p> <p>(9) 野生いのししへの経口ワクチンの散布</p> <p>(10) 発生農場から 10km 圏内の野生いのししの捕獲・検査強化</p>	<p>1 警戒本部の設置</p> <p>2 対策本部の設置（広域応援が必要な場合）</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 構成団体間での情報共有</p> <p>(2) 早期通報体制等の整備</p> <p>(3) 相互応援</p> <p>①防疫資材以外の物資</p> <p>②防疫員以外の作業従事者</p> <p>(4) 広域交通拠点等における消毒徹底の依頼</p> <p>(5) 風評被害対策</p> <p>4 必要な措置の国への要請</p>	<p>1 精密検査（PCR 検査、遺伝子解析等）</p> <p>2 農林水産省対策本部の設置</p> <p>3 報道機関への公表</p> <p>4 発生府県に対して、</p> <p>(1) 連絡要員や専門家チームの派遣</p> <p>(2) 緊急支援チーム（動物検疫所等）の派遣</p> <p>(3) 防疫資材の譲与・貸与</p> <p>(4) 家畜防疫員の派遣調整</p> <p>(5) 防疫資材の融通調整</p> <p>5 風評被害調査の実施</p>																			

※下線部は、現行プランからの修正箇所

※網掛けは、第1回計画策定委員会後の修正箇所

関西防災・減災プラン 感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）改訂（最終案） 新旧対照表

ページ	第1回計画策定委員会案	最終案	備考
P33	<p>第3 まん延防止対策</p> <p>1 異常家畜の発見及び感染疑い野生動物の確認と検査の実施</p> <p>(1) 発生府県の対応</p> <p>① (略)</p> <p>また、府県が実施する野生動物への調査において、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の感染の疑いが生じた場合は、指針に基づき、異常家畜が発生した場合に準じ、動物衛生課へ報告するとともに、当該野生動物が確認された地点の消毒を徹底する。</p> <p>② (略) また、動物衛生課と協議の上、直ちに当該農場の生きた家畜の移動を制限するとともに、当該農場を中心とした半径3km（口蹄疫の場合は10km）以内の区域の農場について、生きた家畜等の移動自粛等の必要な指導を行う。あわせて、速やかに以下のような陽性判定時に備えた準備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>また、野生動物において感染の疑いが生じた場合は、指針に基づき、感染疑い野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の農場の戸数及び飼養頭数の確認、周辺農場で患畜又は疑似患畜が発生する場合に防疫措置を実施するための準備を開始するとともに、半径10km以内の家畜等の移動自粛等の必要な指導を行う。</p> <p>なお、豚熱ワクチン接種地域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、並びに接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、自粛を含め移動制限は行わない。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 まん延防止対策</p> <p>1 異常家畜の発見及び感染疑い野生動物の確認と検査の実施</p> <p>(1) 発生府県の対応</p> <p>① (略)</p> <p>また、府県が実施する野生動物の調査において、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の感染の疑いが生じた場合は、指針に基づき、異常家畜が発生した場合に準じ、動物衛生課へ報告するとともに、当該野生動物が確認された地点の消毒を徹底する。</p> <p>② (略) また、動物衛生課と協議の上、直ちに当該農場の生きた家畜等の移動を制限するとともに、当該農場を中心とした半径3km（口蹄疫の場合は10km）以内の区域の農場について、生きた家畜等の移動自粛等の必要な指導を行う。あわせて、速やかに以下のような陽性判定時に備えた準備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>また、野生動物において口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の感染の疑いが生じた場合は、指針に基づき、同地点を中心とした半径10km以内の農場の戸数及び飼養頭数の確認、周辺農場で患畜又は疑似患畜が発生する場合に防疫措置を実施するための準備を開始し、半径10km以内の家畜等の移動自粛等の必要な指導を行う。ただし、豚熱ワクチン接種地域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、並びに接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合は、自粛を含め移動制限は行わない。</p> <p>(略)</p>	<p>字句調整</p> <p>主な変更点 2-② 字句調整</p>
P34	<p>(2) 広域連合の対応</p> <p>① 広域連合は、国内で異常家畜が発生し、特定家畜伝染病の発生が疑われる場合は、近畿農政局を通じて動物衛生課に情報提供を求めるとともに、各種メディア、動物衛生研究部門、動物検疫所からの情報収集を行うほか、都道府県の対策体制状況の確認を行う。また、これらの情報につき、構成府県・連携府県間で共有する。</p> <p>② 広域連合は、構成府県と連携して、病性が判定するまでの間、想定される移動制限区域内からの家畜移動の見合わせを要請するなどの予防措置が行われるよう、調整を行う。</p>	<p>(2) 広域連合の対応</p> <p>広域連合は、国内で異常家畜が発生し、特定家畜伝染病の発生が疑われる場合は、近畿農政局を通じて動物衛生課に情報提供を求めるとともに、各種メディア、動物衛生研究部門、動物検疫所からの情報収集を行うほか、都道府県の対策体制状況の確認を行う。また、これらの情報につき、構成府県・連携府県間で共有する。</p> <p>② 広域連合は、構成府県と連携して、病性が判定されるまでの間、想定される移動制限区域内からの家畜移動の見合わせを要請するなどの予防措置が行われるよう、調整を行う。</p> <p>【野鳥で感染が確認された場合の対応】</p> <p>野鳥等の家さん以外の鳥類(その死体、糞便等を含む。)で高病原性鳥インフルエンザが確認された場合には、発生府県は、原則として次の措置を実施する。広域連合は、1(2)に準じて、情報の確認と構成府県・連携府県間での共有を行う。</p> <p>① 当該鳥類を確保した場所又は当該鳥類を使用していた場所(以下、「確認地点」という。)の消毒並びに通行制限及び遮断(山中、住宅密集地等で発見された場合など、家さんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。)</p> <p>② 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある農場(家さんを100羽以上飼養する農場(だちょうにあっては10羽以上飼育する農場)に限る。)に対する速やかな立入検査</p> <p>③ 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家さんに対する健康観察の徹底の指導</p> <p>また、低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等から確認された場合には、発生府県は、確認地点を中心とした半径1km以内の区域を対象に③の措置を行う。ただし、緊急の必要がある場合には、消毒並びに通行制限及び遮断の措置を行う。</p>	<p>府県業務のため削除</p> <p>主な変更点 2-②</p>
P35	<p>(3) 報道機関への公表</p> <p>発生府県は、家畜が患畜又は疑似患畜であると判定したとき、<u>または野生動物において陽性が判明したとき</u>は、指針に基づき、動物衛生課と協議の上、農林水産省と同時に報道機関への公表を行う。</p>	<p>(3) 報道機関への公表</p> <p>発生府県は、家畜が患畜又は疑似患畜であると判定したとき、<u>または野生動物において、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の陽性が判明したとき</u>は、指針に基づき、動物衛生課と協議の上、農林水産省と同時に報道機関への公表を行う。</p>	<p>主な変更点 2-②</p>

関西防災・減災プラン 感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）改訂（最終案） 新旧対照表

ページ	第1回計画策定委員会案	最終案	備考																								
P35	<p>5 予防的殺処分</p> <p>予防的殺処分は、通常の防疫措置ではまん延が防げない場合、未感染の家畜も含めて一定範囲内の家畜を殺処分するもの。これまで口蹄疫だけが対象であったが、令和2年の家伝法改正により、アフリカ豚熱が対象に加えられた。</p> <p>予防的殺処分は、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかの場合の措置として農林水産省が実施を決定し、農林水産省が定める緊急防疫指針に基づき、発生府県が実施する。予防的殺処分は、野生動物で感染が確認された場合も対象となり、発生農場または陽性となった野生動物を確保した地点等を中心に半径500m～3kmの区域の中で指定地域を設定して実施する。</p> <p>また、予防的殺処分の前後においては、と殺と同様、農場外への病原体拡散防止措置を徹底する。発生府県の管内市町村は予防的殺処分の実施に協力し、構成府県・連携県及び近畿農政局は、発生府県の要請により、と殺の場合に準じて必要な応援を行う。広域連合は応援に必要な調整を行う。</p>	<p>5 予防的殺処分</p> <p>予防的殺処分は、通常の防疫措置ではまん延が防げない場合、未感染の家畜も含めて一定範囲内の家畜を殺処分するもの。これまで口蹄疫だけが対象であったが、令和2年の家伝法改正により、アフリカ豚熱が対象に加えられた。また、野生動物で感染が確認され、家畜に伝染するおそれがある場合も対象とされた。</p> <p>予防的殺処分は、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかの場合の措置として農林水産省が実施を決定し、農林水産省が定める緊急防疫指針に基づき、発生府県が、発生農場または陽性となった野生動物を確保した地点等を中心に半径500m～3kmの区域の中で指定地域を設定して実施する。</p> <p>また、予防的殺処分の前後においては、と殺と同様、農場外への病原体拡散防止措置を徹底する。発生府県の管内市町村は予防的殺処分の実施に協力し、構成府県・連携県及び近畿農政局は、発生府県の要請により、と殺の場合に準じて家畜防疫員の派遣など必要な応援を行う。広域連合は家畜防疫員以外の人員の派遣などの応援に必要な調整を行う。</p>	字句調整																								
P39	<p>③ 制限区域内の農場への指導</p> <p>発生府県は、制限区域の設定を行った場合には、制限区域内の関係家畜の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、家畜の飼養場所への入出場制限、全ての車両及び人の入退場時の消毒の徹底など、野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、毎日、当日の死亡頭数等について報告を求める。</p>	<p>③ 制限区域内の農場への指導</p> <p>発生府県は、制限区域の設定を行った場合には、制限区域内の関係家畜の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、家畜の飼養場所への入出場制限、全ての車両及び人の入退場時の消毒の徹底や、野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、毎日、当日の死亡頭数等について報告を求める。</p>	字句調整																								
P42	<p>(3) 野生動物の陽性確認の場合のウイルス浸潤状況の確認</p> <p>発生府県は、野生動物の陽性判定後、死亡した野生動物及び捕獲された野生動物について継続して感染の有無の調査を行う。また、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認するとともに、必要に応じて病性鑑定を実施する。</p>	<p>(3) 野生動物の陽性確認の場合のウイルス浸潤状況の確認</p> <p>発生府県は、野生動物における、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の陽性判定後、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認するとともに、必要に応じて病性鑑定を実施する。</p>	字句調整																								
P42	<p>12 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等</p> <p>(略)</p> <p>③ 勧告に従わない場合には勧告に係る措置をとるよう命令を行う。命令違反者は公表することができる。</p>	<p>12 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等</p> <p>(略)</p> <p>③ 家畜の所有者が勧告に従わない場合には勧告に係る措置をとるよう命令を行う。命令違反者は公表することができる。</p>	字句調整																								
P46	<p><オペレーション・マップ></p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="195 1367 1368 1577"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>国(農林水産省)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野生いのししに対する経口ワクチンの散布 (同法第31条第2項)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 野外散布実施にかかる指針の策定 全国的な観点からの散布範囲(ワクチンベルト)の設定、知事への散布要請 散布にかかる財政措置(知事に対する実施の指示) </td> </tr> <tr> <td>豚熱の予防的ワクチン接種 (法第6条)</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種推奨地域の設定 府県が作成したワクチン接種プログラムの確認 </td> </tr> </tbody> </table>	項目		国(農林水産省)	(略)	(略)		野生いのししに対する経口ワクチンの散布 (同法第31条第2項)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 野外散布実施にかかる指針の策定 全国的な観点からの散布範囲(ワクチンベルト)の設定、知事への散布要請 散布にかかる財政措置(知事に対する実施の指示) 	豚熱の予防的ワクチン接種 (法第6条)		<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種推奨地域の設定 府県が作成したワクチン接種プログラムの確認 	<p><オペレーション・マップ></p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1397 1367 2659 1577"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>国(農林水産省)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野生いのししに対する経口ワクチンの散布 (同法第31条第2項)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 野外散布実施にかかる指針の策定 全国的な観点からの散布範囲の設定、知事への散布要請 散布にかかる財政措置(知事に対する実施の指示) </td> </tr> <tr> <td>豚熱の予防的ワクチン接種 (法第6条)</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 接種ワクチンの確保 ワクチン接種推奨地域の設定 府県が作成したワクチン接種プログラムの確認 </td> </tr> </tbody> </table>	項目		国(農林水産省)	(略)	(略)		野生いのししに対する経口ワクチンの散布 (同法第31条第2項)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 野外散布実施にかかる指針の策定 全国的な観点からの散布範囲の設定、知事への散布要請 散布にかかる財政措置(知事に対する実施の指示) 	豚熱の予防的ワクチン接種 (法第6条)		<ul style="list-style-type: none"> 接種ワクチンの確保 ワクチン接種推奨地域の設定 府県が作成したワクチン接種プログラムの確認 	<p>字句調整</p> <p>主な変更点 1-④</p>
項目		国(農林水産省)																									
(略)	(略)																										
野生いのししに対する経口ワクチンの散布 (同法第31条第2項)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 野外散布実施にかかる指針の策定 全国的な観点からの散布範囲(ワクチンベルト)の設定、知事への散布要請 散布にかかる財政措置(知事に対する実施の指示) 																									
豚熱の予防的ワクチン接種 (法第6条)		<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種推奨地域の設定 府県が作成したワクチン接種プログラムの確認 																									
項目		国(農林水産省)																									
(略)	(略)																										
野生いのししに対する経口ワクチンの散布 (同法第31条第2項)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 野外散布実施にかかる指針の策定 全国的な観点からの散布範囲の設定、知事への散布要請 散布にかかる財政措置(知事に対する実施の指示) 																									
豚熱の予防的ワクチン接種 (法第6条)		<ul style="list-style-type: none"> 接種ワクチンの確保 ワクチン接種推奨地域の設定 府県が作成したワクチン接種プログラムの確認 																									